

NSK講演会

「民法改正と設計監理契約」

設計監理契約から見た民法改正 ～知らなかった、では済まされない～



2017年5月、「民法の一部を改正する法律」が成立し2020年4月1日より施行されます。これにより設計監理契約・業務等に与える影響は、設計契約が「請負契約」か「準委任契約」かが決着がついていない中で、契約内容が重要となる改正民法が施行されます。

改正民法によって、「瑕疵」が削除され、「目的物が種類・品質・数量に関して契約の内容が適合しないもの」である時、「契約不適合責任」が発生します。また、工事の請負契約の「契約不履行」が設計監理契約不履行だと問題がすり替わるリスクが考えられます。

トラブルを回避し、リスクを無くすために、設計監理契約の性質や業務の法的責任、報酬請求権の考え方を理解することが、これまで以上に重要になってきます。顧客からの信頼を得て、円滑に業務を遂行し、完成させるために知っておきたい「民法改正が設計監理契約に及ぼす影響」、「建築士の責任」、「発注者と受注者の信頼・相互利益」について、講演会を開催いたします。

これまで積み上げてきた建築士として、関係者と信頼関係を構築するノウハウ暗黙知を改めて見直し、次の世代、人工知能の時代に、これからの設計業務の在り方を再考する契機となれば幸いです。

- 日時 平成30年12月7日(金) 16:30～18:00
- 場所 名古屋市中区丸の内1-15-15 桜通ビル6階 LECホール (株)伊藤建築設計事務所
- 講演内容 「民法改正と設計監理契約」
- 講師 若山・大井総合法律事務所 弁護士 大井直樹氏
- 定員 30名 先着順
- 参加費 無料
- CPD制度 2単位予定
- 主催 NSK 一般社団法人 名古屋建築設計研究会

参加の申込みは平成30年11月28日(水)までに下記の宛先へFAX,メールでご連絡下さい。

(申込み先) 名古屋市中区千代田1-5-3 (株)ナリタ設計 成田益美

TEL : 052-251-8537 FAX : 052-251-8539

Mail narita@narita-sekkei.co.jp

◇ なお、講演会後懇親会を行いますので、是非ご参加ください。詳細は添付案内をご覧ください。

平成30年12月7日 NSK講演会 参加申込書 平成 年 月 日

会社名 _____ TEL _____

参加者氏名 _____